

吹田市立総合福祉会館条例施行規則の一部改正骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和4年(2022年)11月1日(火曜日)～令和4年(2022年)11月30日(水曜日)

2 提出意見件数 5件(3通)

3 提出意見と市の考え方 下表のとおり

	提出意見	市の考え方
1	ウェブシステムを使えない人もいるので、予約方法に電話、FAX、窓口申請を加え、複数から選択できるようにしてほしい。	複数の申込方法を選択できるようにした場合、事務処理が煩雑になり、またシステムによる申込みとその他の申込み方法による時間差での申込みの重複が起こるなどのトラブルが想定されるため、システムによる申込みのみで行います。
2	パソコンの操作に慣れていない人もいるのでウェブシステム以外に今までのやり方も残してほしい。	また、パソコンなどの申込みに必要な機器をお持ちでない方のため、専用のパソコンを総合福祉会館の窓口を設置予定です。当面の間、操作方法の説明や、障がい等により操作が困難な方については職員が代理で入力するなどのサポートをさせていただきます。
3	先着申込みに関して、まずシステムによる申込みをする必要はなく、窓口ですぐに使用許可申請を受け付けるようにしてほしい。	事前にシステムで申込みができることにより、来館できない場合でも、先着申込みがしやすくなります。 窓口を設置予定のパソコンで申込み後、その場で使用許可申請を行うことも可能です。
4	来館での本申請を利用当日の本申請でできるようにしてほしい。	仮予約後7日以内に利用される場合は、平日に限り利用当日に本申請できますが、それ以外の場合は仮予約後7日以内に本申請に来ていただかなければ、申込みが取消しになります。 あくまで、システムでの申込みは仮予約のため、本申請をしていただくことで手続き完了となります。
5	総合福祉会館は障がい者や高齢者が利用する施設なので、団体登録している障害者、高齢者等団体が今まで同様優先予約できるようにしてほしい。	今回変更となるのは、使用許可申請の方法のみです。それ以外の点についてはこれまでと変更ありません。